

意見書案第 28 号

外国人を差別・分断する排外主義を許さず、多文化共生社会の実現を求める意見書

上記の意見書を次のとおり提出します。

令和 7 年 12 月 22 日

大津市議会議長

草 野 聖 地 様

提 出 者 杉 浦 智 子

柏 木 敬友子

小 島 義 雄

外国人を差別・分断する排外主義を許さず、多文化共生社会の実現を求める意見書

欧米で高まった他民族や外国人に対する排外主義的な動きが、日本でも見られるようになってきた。「治安が悪くなっている。」、「医療費を食いつぶしている。」、「生活保護費が増えている。」などとSNSなどで拡散されている。犯罪や治安の悪化を外国人と結びつけること自体が、深刻な差別と分断を生み、今、日本に暮らす外国人たちに大きな不安をもたらしている。多くの外国人は、日本人の手が足りなくなっている低賃金や重労働の業務に従事しており、外国人は私たちと共に社会を支えている隣人であって、外国で働く日本人も同じである。

こうしたことからも本年7月、青森市で開催された全国知事会議では、外国人政策について基本法の制定や司令塔組織の設置などを国に求める外国人の受け入れと多文化共生社会実現に向けた提言をまとめたほか、会議全体の声明である青森宣言でも「排他主義、排外主義を否定し、多文化共生社会を目指す」ことが盛り込まれ、全会一致で採択されている。また去る11月の全国知事会議でも、外国人との多文化共生社会の実現を目指す全国知事の共同宣言を国民へのメッセージとしてまとめ、排外主義を否定し、日本人、外国人を問わず全ての人が安心して暮らせる社会をつくるとした。一方で、違法行為や制度の不適切利用は厳正に対処すると強調し、全会一致で採択されており、宣言では多文化共生の推進、ルールに基づく共生と安心の確保、正確で積極的な情報発信の3項目を提起している。

こうした動きを踏まえ、国は外国人を労働者とみる姿勢をあらため、日本人と同じ生活者であり地域住民であるとした地方自治体での多文化共生に向けた取組を進めるべきである。

よって、国及び政府においては、外国人を差別・分断する排外主義を許さず、多文化共生社会の実現に向けて、以下の項目に取り組むことを強く求める。

記

- 1 国として、外国人への恐怖心や憎悪があおられ、外国人やそのコミュニティに危害がもたらされるような排外主義を許さない立場を明らかにすること。
- 2 爭いよりも対話、異なる意見も尊重し、困難な時にこそ温かい心で誰一人置き去りにしない多文化共生社会の実現に向け、多文化共生事業の推進に積極的に取り組むこと。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和 7 年 12 月 22 日

大津市議会議長 草野聖地

内閣総理大臣
総務大臣
外国人との秩序ある共生社会推進担当大臣
衆議院議長
参議院議長 あて